

1 処分を受けた税理士

氏 名： 空田 広志

登録番号： 第72988号

2 処分の内容

令和元年6月13日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 脱税相談

被処分者は、A社の法人税の確定申告に当たり、同社の関与税理士から、同社の所得金額を圧縮することの相談を受け、同社の所得金額を圧縮するため、自身が代表社員であるB税理士法人の関与先であるCが同社に対して有する貸付金を債権放棄していたにもかかわらず、この債権放棄の額を減額した債権放棄通知書を作成し同社の債務免除益を減少させることによって、その相談に応じた。